

広島県告示第六百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によつて、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十二年七月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年七月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道小多田安浦線	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>東広島市黒瀬町宗近柳国字八王子一五八番一地先から 東広島市黒瀬町宗近柳国字郷之坪一一四番二地先まで</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>東広島市黒瀬町宗近柳国字栗ヶ坪一四四七番一地先から 東広島市黒瀬町宗近柳国字栗ヶ坪一四四四番一地先まで</p> </div> </div>	<p>平成二十二年七月十九日</p>